

# 区のお知らせ

昭和49年10月15日

足立区国民年金課

☎ 882-1111

国民年金特集号

## 年金は老後の生活を ささえる時代になりました。

(消費者物価にスライドして年金が9月から増額されました。)

最近、国民皆年金とか、福祉元年とかの言葉をよく聞くようになりましたが、現在、国民年金や、厚生年金を受けている方は全国で280万人にものぼっており、昭和60年には1,100万人の方が年金を受給することが見込まれています。

また、ついこの間まで国民年金とか、厚生年金とかいわれても、身近なものとは感じられませんでした。が、変動のばげしい社会情勢のなかで、年金に非常な関心が寄せられるようになり、切実な問題になってきました。

国も国民の期待にそような年金制度の改善に努力しており、今年は年金額の自動スライド措置をとり入れ、9月に繰り上げて引き上げるなど、これからも一層の期待がもたれるようになりました。

まだ加入していない方、厚生年金などやめたままの方は、この機会に加入して老後になって年金に加入しておけばよかったということのないようにしてください。



## 国民年金加入のご案内

### あなたは加入していますか

- ◎加入しなければならない人  
20歳から59歳までの日本国民で、厚生年金や、共済組合などの公の年金に加入していない人。
- ◎希望で加入できる人  
サラリーマンの奥さんや、昼間部の大学生など。

### より多い年金を希望する方は 附加年金(加算年金)加入を

ふつうの保険料(1カ月900円、50年1月から1,100円)に、400円を上積みしますと、より有利な年金が受けられます。あなたも加入して老後のくらしをゆとりあるものにしませんか。ご希望の方は、印鑑と年金手帳をご用意のうえお近くの区役所出張所、または国民年金課へ申し出てください。

ただし、5年年金加入者と保険料免除者はのぞかれます。受けられる年金額は、保険料を納めた月数に200円をかけた金額です。

(例) 25年間納めたとき  
 (一般分 800×300月×1.161(スライド分) = 278,640円)  
 (附加分 200×300月 (スライドなし) = 60,000円)  
 合計 = 338,640円

### サラリーマンの奥さんも 国民年金へ加入を

サラリーマンの奥さんは、ご主人が勤務先で加入している厚生年金や共済組合の年金である程度老後の生活保障はされていますが、必ずしも満足とはいえません。

ご夫婦が豊かな老後を過せるよう、今からでも国民年金に加入して、ご自分の年金をおもちになるようおすすめします。

サラリーマンの奥さん(20歳以上59歳未満)は、ご主人が厚生年金などに加入しているため国民年金は任意(希望)加入となり、1年以上加入するだけで老齢(通算)年金がうけられます。これは、年金をうけるための期間をみるうえで配偶者期間(ご主人の厚生年金などの加入期間)も資格期間として認められるからですが、この配偶者期間と加入期間を合わせて、60歳までに右のページの表(老齢年金加入期間表)のとおり年齢により一定の年数を満たすことが必要です。

保険料は、1カ月900円(50年1月から1,100円)で、年金額は実際に保険料を納めた月数で計算されます。

(例)  $\frac{\text{国民年金から6年分の}}{\text{任意加入}} \rightarrow \text{任意加入} = 25\text{年}$  通算老齢年金  
 $800\text{円} \times 72\text{ヶ月} \times 1.161$  (スライド分)  
 $= 66,874\text{円}$   
 19年(通算) + 6年(通算)

加入の手続は、ご主人の厚生年金被保険者証と印鑑をご用意のうえ、お近くの出張所か国民年金課へ申し出てください。

### ★9月から国民年金引上げ★ —年金額16.1%スライド—

国民年金では、経済の発展や、生活水準の向上に合わせて、少なくとも5年に一度は年金額などを手直しするよう法律で定められていますが、さらに、昨年の法律改正で、消費者物価指数が1年に5%以上変動した場合にも、それに応じて年金額を上下する「物価スライド制」がとり入れられました。

そして、この制度が早速9月に繰上げ実施されることになり、老齢、障害、母子年金などが、それぞれ16.1%引き上げられました。

引き上げ後の年金額は、下の表のとおりです。

### 国民年金の特色

※物価につれて、年金額も増額されます。

※あなたが納めた保険料に、国もその半額を上積みして積まれます。

※保険料を納めることが困難のときは免除制度があります。

※保険料は、所得控除(社会保険料)の対象となります。

### 年金で しあわせな 老後を



古い保険料は、  
のぼって納められます。

国民年金は、年齢によって保険料を納める期間が下の表のとおりきまっており、この期間に1カ月でも納め忘れがあると、将来、老齢年金が受けられなくなります。

保険料は、2年をすぎると時効となり、あとからでは納められないことになっておりますが、昨年の法律改正により、2年をすぎた古い保険料も特例で、次の期間に限って納められます。

(昭和49年9月から実施)

年金の種類	受けられるとき	対象	年 金 額				
			改 正 前		改 正 後		
			年 額	月 額	年 額	月 額	
老 齢 年 金	保険料を納める期間は、60歳になるまで、25年以上必要です。 ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、右の表のとおり24年から10年まで短縮されます。 65歳から一生	10年	150,000円	12,500円	174,150円	14,512円	
		25年	240,000円	20,000円	278,640円	23,220円	
		40年	384,000円	32,000円	445,824円	37,152円	
	高齢者特例 (5年年金に加入したかた)	5年	96,000円	8,000円	111,456円	9,288円	
通算老齢年金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたが65歳になったとき。	10年年金	国民年金納付月数×1,200円		国民年金納付月数×1,200円×1.161		
		一 般	国民年金納付月数×800円		国民年金納付月数×800円×1.161		
障 害 年 金	病氣やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上(以下納付要件同)	障害程度	2級	240,000円	20,000円	278,640円	23,220円
			1級	300,000円	25,000円	348,300円	29,025円
母 子 年 金	夫と死別し、18歳未満の子といっしょに生活している母。	子1人	240,000円	20,000円	278,640円	23,220円	
準母子年金	孫または、弟妹のいる祖母または姉(年齢は上と同じ)	子2人	9,600円 加算	800	9,600円 加算	800円	
		子3人以上	1人につき 4,800加算	400	1人につき 4,800加算	400	
遺 児 年 金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。	子3人以上	1人につき 4,800加算	400	1人につき 4,800加算	400	
か 婦 年 金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき、10年以上つれそった60歳から65歳未満の妻。	老齢年金(800円×(納付月数+免除月数)×1/2)の半額	老齢年金(800円×(納付月数+免除月数)×1/2)×1.161の半額		老齢年金(800円×(納付月数+免除月数)×1/2)×1.161の半額		
			3年以上15年未満	17,000円	3年以上15年未満	17,000円	
死亡一時金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。	15年以上	21,000円から52,000円	15年以上	21,000円から52,000円		
		3年以上15年未満	17,000円	3年以上15年未満	17,000円		
附加年金(加算年金)に加入したか			附加年金納付月数×200円(年額)		附加年金納付月数×200円(年額)		

将来、年金が受けられないということのないよう、納め忘れの保険料はこの機会に納めてください。  
※取扱期間…昭和50年12月末日まで  
※保険料額…1カ月900円  
納める用紙(国庫金納付書)は、お近くの郵便局にそなえてありますのでご利用ください。

### ●老齢年金加入期間表●

生 年 月 日	最低必要な納付期間
明治39.4.2~ 45.4.1	10年
45.4.2~大正2.4.1	
大正2.4.2~ 3.4.1	
3.4.2~ 4.4.1	
4.4.2~ 5.4.1	
5.4.2~ 6.4.1	11
6.4.2~ 7.4.1	12
7.4.2~ 8.4.1	13
8.4.2~ 9.4.1	14
9.4.2~ 10.4.1	15
10.4.2~ 11.4.1	16
11.4.2~ 12.4.1	17
12.4.2~ 13.4.1	18
13.4.2~ 14.4.1	19
14.4.2~ 15.4.1	20
15.4.2~昭和2.4.1	21
昭和2.4.2~ 3.4.1	22
3.4.2~ 4.4.1	23
4.4.2~ 5.4.1	24
5.4.2~以降	25

# 福祉年金のご案内

◎ 国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となりますが、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金があります。

## ○福祉年金の種類

年金の種類	受けられるかた	年金額	
		年額	月額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生れたかたが、70歳になったとき	90,000円	7,500円
老齢特別給付金	明治39年4月1日以前に生まれたかたが、70歳になるまで	66,000円	5,500円
障害福祉年金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1～2級)に該当したかたなど	1級	11,300円
		2級	7,500円
母子福祉年金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し義務教育終了前の子が、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母	子1人のとき 117,600円 子2人以上のとき 第2子 9,600円	9,800円 800円
準母子福祉年金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など	第3子から1人につき 4,800円 加算	400円

◎ 福祉年金は、かけ金なしで、国が費用を全額負担するので、つぎのような所得による支給制限と公的年金受給による支給制限があります。したがって、受給権者本人、配偶者、扶養義務者のうち、だれかが限度額以上の所得があった場合は、支給が停止されます。所得制限にからない場合でも、受給権者が現に公的年金を受けているときは、その年金の種類により、つぎの限度で支給が停止されます。  
(注) ここに扶養義務者とは、受給権者と同居している子供達のうち、生計維持の中心者のことです。

## ○所得による支給制限(昭和48年中の所得金額)

扶養人数	老齢障害者の本人	母子準母子の本人	配偶者扶養義務者
0人	500,000円	1,516,000円	5,427,500円
1人	598,000円	1,671,000円	5,635,000円
2人	753,000円	1,826,000円	5,790,000円
3人	908,000円	1,981,000円	5,945,000円
4人	1,063,000円	2,136,000円	6,100,000円
5人	1,218,000円	2,291,000円	6,255,000円

以上1人増すごとに155,000円加算

所得とは 給与所得の場合 (収入金額)-(給与所得控除額)  
その他の所得の場合 (総収入金額)-(必要経費)

## ○公的年金受給による支給制限

普通恩給・厚生年金等	年額16万円以上の場合、支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合は支給停止

## ○老齢福祉年金(老齢特別給付金)の請求手続きに必要なもの

1 世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2 印鑑	実印でなくても結構です。
3 公的年金証書	公的年金を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)、公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4 所得証明書	(1)ごとし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明書は、区役所(国民年金課・各出張所)にあります。

(注) 老齢特別給付金の請求手続きをした人は、70歳になって重ねて老齢福祉年金の請求手続きをする必要はありません。(70歳になった翌月分から、自動的に老齢福祉年金が支給されます。)

## 年金をうけるには

年金をうけるには、受ける権利のあることを確認してもらわなければなりません。このため、年金をもらう条件がそろった方は、年金の裁定請求書を提出してください。支給が決定されますと「国民年金証書」が送付されます。

## 年金の支払は

老齢年金、通算老齢年金の支払は、裁定請求のときにご本人が希望した銀行や郵便局で支払われます。

## 年金の支払月は

- 1) 老齢年金(国民年金)  
3月、6月、9月、11月  
但し、障害者、母子年金など  
3月、6月、9月、12月
- 2) 福祉年金 1月、5月、9月
- 3) 通算老齢年金 6月、12月

## 国民年金の保険料が50年1月から変わります

国民年金の保険料は、3カ月目ごとに納める期限がきまっています。期限までに納めていただくことになっております。昨年の法律改正で、年金額が大幅に引上げられたことによって、保険料も段階的に引上げられることになっており、昭和50年1月分から次のように改定されます。

保険料の種類	現行月額	改定月額
通常保険料	900円	1,100円
五年年金保険料	900円	1,100円

※附加(加算)年金の保険料(月額400円)は変わりません。

## 保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

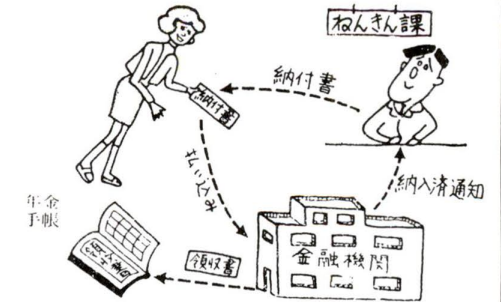
- 取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協。(郵便局は除く。)
- 振替のできる預金口座…普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限ります。
- ご家族の預金口座からも振替られます。
- あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。

## 保険料を納める方法は

区役所からあらかじめ皆様へ、金額や納める期限などが書いてある納付書をお送りします。これにより期限内のご都合のよいときに納めていただきます。

この納付書で納めることは、都内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店、都内の各郵便局、区内の農協、足立区役所と第二庁舎内にある派出所となっております。つまり、どこの銀行、郵便局という指定はなく、お仕事先やお住いの近くで納められます。

納入後の領収証書は、お手数でもあなたの年金手帳の各年度ごとの頁に貼りつけて保管してください。



## 保険料が納められないときは免除の手続きをどうぞ

経済的事情などで、保険料を納めることが困難なときは、免除制度をご利用ください。

また、生活保護法による生活扶助、障害年金を受けているかたは、その受給を受けたときにさかのぼって保険料の納付が免除になります。免除になれば、その期間の年金額支給はまになりますが、年金を受ける権利は確保されます。

## 納期限はぜひお守り下さい

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと、  
①あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。  
②万一、事故にあったときなど、せつかくの年金が受けられず、思わぬ損をすることがあります。  
このようなことから、ぜひ納期限をお守りください。

お問合せは  
お気軽に  
足立区役所  
国民年金課  
(882)-1111(代)

内線  
加入・やめることは……388  
かけ金のことは……396  
年金をうけることは……392  
その他知りたいことは…385